

社会教育・社会体育施設における催物の開催制限等について



社会教育・社会体育施設*において、催物を開催する際には、当面の間、感染症対策に万全を期すため、次のことに御注意ください。

※社会教育・社会体育施設

- (1) 屋内イベント開催の可能性がある施設
市民会館大ホール、来福センター多目的ホールアリーナ、体育館など
- (2) 屋外イベント開催の可能性がある施設：
伊佐公園グラウンド、秋芳北部運動公園、公民館周辺敷地など

★コンサート・演劇・スポーツイベント・展示会・お祭り・野外フェス等の収容率

項目	大声での歓声、声援等がないことを前提としたイベント	大声での歓声・声援等が想定されたイベント
イベントの種類	音楽(クラシック音楽、合唱など)、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・園芸、講演・式典、展示会	音楽(ロックコンサートなど)、スポーツイベント(サッカー、野球など)
収容率等	収容定員が設定されている場合 100% 収容定員が設定されていない場合 密が発生しない程度の間隔(最低限人と人が接触しない程度の間隔)	収容定員が設定されている場合 50%以内 収容定員が設定されていない場合 十分な人と人との感覚(1m)

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔をあけなくともよいです。その場合は収容率50%を超える場合があります。

※詳細につきましては、下記を御確認ください。

項目	QRコード
○11月末までの催物の開催制限等について (文化庁政策課長発 令和2年9月14日) URL: https://www.mext.go.jp/content/20200915-mxt_kohou01-000004520_3.pdf	

※新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)です。下記からダウンロードして御利用ください。



※利用者等で感染者が発生した場合は、ただちに下記まで連絡してください。
美祢市教育委員会生涯学習スポーツ推進課(0837-52-5261)